

社会福祉法人聖実福祉会

役員旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖実福祉会（以下「法人」という）の役員及び評議員の旅費について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、法人の理事及び監事をいう。

2. 旅費は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の際に支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席旅費等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表により1日分の日当及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の日当及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2. 評議員が評議員会に出席したときは、別表により1日分の日当及び実費弁償費を支払うことができる。
3. 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員選任・解任委員会の出席日当等)

第4条 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表により日当及び実費弁償費を支払うことができる。

2. 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務日当等)

第5条 理事長が、理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表により日当及び実費弁償費を支払うことができる。

2. 理事が、理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表により日当及び実費弁償費を支払うことができる。
3. 評議員が、評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表により日当及び実費弁償費を支払うことができる。

(監事の日当等)

第6条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表により1日分の日当及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ、同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る日当及び実費弁償費を支払わないものとする。又、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条第2項の日当及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2. 監事が、理事会及び評議員会に（出席）以外の日において、法人及び施設の運営状況の監査の業務にあたった場合は、別表により日当及び実費弁償費を支払うことができる。
3. 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(苦情対応第三者委員の日当等)

- 第7条 苦情対応第三者委員が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表により1日分の日当及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ、同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る日当及び実費弁償費を支払わないものとする。又、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条第2項の日当及び実費弁償費を支払わないものとする。
2. 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表により日当及び実費弁償費を支払うことができる。
 3. 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

- 第8条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表により日当及び実費弁償費を支払うことができる。
2. 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給する。
 3. 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要に応じ職員旅費規程に準じ、概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第9条 法人の職員を兼務する役員は除く。

(規則の改定)

- 第68条 本就業規則(別規程を含む。)は、制定日段階での経営状況、社会情勢を勘案して制定するものである。このため制定日以降に経営状態や社会環境の変化等があり必要性がある場合には、規定内容の変更をすることがある。
2. この規則を改定する場合は、職員の過半数を代表する者の意見を聴いた上、理事会の議決により行うものとする。

(付 則)

平成30年7月1日施行

別表

名 称	日 当	実費弁償費
理事会	4,000円	1,000円
評議員会	4,000円	1,000円
苦情対応第三者委員会	4,000円	1,000円
評議員選任・解任委員会	4,000円	1,000円